

レンタル約款

この度は、横河レンタ・リース株式会社のレンタル物件をご利用頂き、有り難うございました。お客様は横河レンタ・リース株式会社のレンタル物件のご利用に際し、下記約款条項についてご了承いただくものといたします。

約款条項

第1条（総則） 本レンタル約款は、横河レンタ・リース株式会社または、その代理店（以下総じて賃貸人という）とお客様（以下賃借人という）との間の、賃貸借契約（以下レンタル契約という）について、別に契約書類または、取り決め等による特約がない場合に適用します。

第2条（レンタル物件） 賃貸人は、賃借人に対し、レンタル明細書記載のレンタル物件（以下物件という）を賃貸し、賃借人はこれを賃借します。

第3条（レンタル起算日） 賃貸人が賃借人に物件を引き渡した日の翌日より起算します。

第4条（レンタル期間の延長および中途解約） 1 レンタル期間が終了する1週間前までに賃借人から延長期間を定めてレンタル期間延長の申し出があった場合は、賃借人にレンタル契約または本レンタル約款の違反がない限り、この申し出を承諾するものとし、以降繰り返し延長する場合も同様とします。

2 賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に賃貸人に通知の上物件を賃貸人の指定する場所に返還して、このレンタル契約を解約することができます。

第5条（レンタル料金等） 1 賃借人は賃貸人に対し、賃貸人からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに賃貸人の指定する銀行口座に振込む方法により支払います。

2 レンタル料金は月払いとし、その他の費用等は初回レンタル料金支払時に全額支払うものとします。但し、賃貸人が事前に承認した場合は、支払条件について別に定める条件によることができます。

3 月払いレンタル料金は次の算式により算出されるものとします。

月払いレンタル料金＝基本料金×期間料率

基本料金および期間料率については、物件、レンタル期間により、賃貸人が別途定めるものとします。

4 第4条第1項によりレンタル期間が延長された場合の延長時のレンタル料金は、総レンタル期間（既使用期間＋延長期間）に応じた期間料率により算定された金額とします。

5 以下の事由により、レンタル契約がレンタル期間満了前に終了した場合のレンタル料金は、レンタル開始日からレンタル終了日までの期間に応じた期間料率（以下「レンタル期間変更後の期間料率」という）により算定された金額とします。よって、賃借人は賃貸人に対し、当初適用の期間料率によるレンタル料金とレンタル期間変更後の期間料率によるレンタル料金との差額を支払います。

①第4条第2項によりレンタル契約が中途解約された場合

②物件の紛失・滅失その他賃貸人の責によらない事由によりレンタル契約がレンタル期間満了前に終了した場合

6 賃貸人は前各号の期間料率について諸般の事情により変更できるものとします。賃借人と賃貸人との間でレンタル料金の精算が発生し、賃貸人が賃借人にレンタル料金の返還をする場合、賃貸人は賃借人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。

第6条（物件の引き渡し） 賃貸人は、物件を賃借人の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとします。

第7条（物件の引き渡しおよび返還に関わる費用等） 1 引き渡しおよび返還に関わる運送の手配は賃貸人が行います。

2 物件の引き渡しおよび返還に関わる運送費等の諸費用は賃借人の負担とし、初回レンタル料の支払時に全額支払うものとします。

3 運送費等の諸費用は賃貸人が別途定める料金によるものとします。

第8条（担保責任） 1 賃借人が賃貸人に対して物件の引き渡しを受けた後2日以内に物件の性能の欠陥につき、通知をなさなかった場合は、物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引き渡されたものとします。

2 賃貸人は賃借人に対して、引き渡し時において、物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の商品性または、賃借人の使用目的への適合性その他については担保しません。

第9条（担保責任の範囲） 1 レンタル期間中、賃借人の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により、物件が正常に作動しない場合、賃貸人は物件を修理または取り替えます。

2 前項の物件の修理または取り替えに過大な費用または時間を要する場合、賃貸人はレンタル契約を解除することができます。

3 賃貸人は、物件の使用不能の状態を考慮して、使用不能期間中のレンタル料金を日割り計算により減免することがあります。

4 賃貸人は、物件が正常に作動しないことに関し、前項に定める以外の責を負いません。

第10条（物件の使用保管） 1 賃借人は物件を善良な管理者の注意を以て使用、保管し、この使用、保管に要する費用は賃借人の負担とします。

2 賃借人は賃貸人の書面による承諾を得ないで次の行為はできません。

①物件の譲渡、転貸、改造をすること。

②物件を第6条所定の設置場所以外に移動すること。

③物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること。

④物件について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定すること。

3 賃借人は、物件が他からの強制執行その他の法的あるいは事実的な侵害を蒙らないようにこれを保全するとともに、仮にそういう事態が発生した時は直ちにこれを賃貸人に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるものとします。

4 前項の場合において、賃借人は、賃貸人が物件保全のために必要な措置をとった場合、その一切の費用を負担します。

5 物件の占有中、賃借人は、物件自体またはその設置・保管・使用によって第三者に与えた損害を賠償し、賃貸人は何らの責任を負いません。

第11条（使用地域の範囲） 1 賃借人は、物件を日本国内においてのみ使用します。

2 賃借人が物件を輸出する場合、事前に賃貸人に通知し、承諾を得るものとします。但し、賃借人は日本および輸出関連諸国の輸出関連法規に従って輸出を行うものとします。

3 賃借人が物件を輸出する場合、第9条第1項および第14条は適用されないものとします。

第12条（物件の使用管理義務違反） 賃借人が自己の責による事由に基づき、物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ）毀損（所有権の制限を含む、以下同じ）または汚損した場合は、賃借人は賃貸人に対して代替物件（新品）の購入代価相当金額、または物件の修理代を支払います。賃貸人にその他の損害があるときは賃借人はこれを賠償します。この場合、賃借人は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル契約の終了月までは、レンタル料金の支払義務は免れません。

第13条（ソフトウェアの複製等禁止） 賃借人は物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品（以下ソフトウェアという）に関し、次の行為を行うことは、できません。

①有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡し、または、その再使用権設定を行うこと。

②ソフトウェアを物件以外のものに利用すること。

③ソフトウェアを複製すること。

④ソフトウェアを変更または改作すること。

第14条（保険） 1 物件には賃貸人が動産総合保険を付保します。

2 物件に保険事故が発生した場合は、賃借人は直ちに、その旨を賃貸人に通知するとともに、賃貸人の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとします。

3 賃借人が前項の義務を履行した場合は、賃借人が賃貸人に賠償しなければならない第12条、第16条の金額について、賃貸人の受取保険金の限度で、その義務が免除されます。但し、賃借人が第2項の通知義務・交付義務を怠り、または物件の滅失・毀損について故意または重大過失がある場合はこの限りではありません。

4 第1項に拘らず、賃貸人はソフトウェアについては動産総合保険を付保しません。

第15条（契約違反等による解除） 賃借人が次の各号の一つに該当するに至った場合は、賃貸人は催告をしないでレンタル契約を解除することができ、この場合賃貸人に損害があるときは賃借人はこれを賠償します。

①賃借人がレンタル料金の支払を1回でも遅滞したとき、その他本レンタル約款条項に違反したとき。

②賃借人の営業の休廃止、解散。

③賃借人が他の債務のため強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生等の申立があったとき。

④前3号の他信用状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

⑤賃借人が支払を停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき。

⑥賃借人の営業が引き続き不振であり、または、賃借人の営業の継続が困難であると賃貸人が認められたとき。

第16条（物件の返還） 1 賃借人は、賃貸人に対してレンタル期間終了日の翌日に物件を賃貸人の指定する場所に返還します。但し、レンタル契約の解約、解除がなされた場合は、賃借人は即日物件を前記により返還します。

2 物件にデータ（電子的情報）が記録されている場合、賃借人は自らの責任と費用負担によりそのデータを消去して賃貸人に返還します。万一、残存したデータの漏洩等により、賃借人および第三者に損害が発生した場合も、賃貸人は一切責任を負わないものとします。

3 賃借人の責に帰すべき事由により物件を滅失または紛失し、物件を返還期限に賃貸人に返還できないとき、あるいは毀損または汚損した物件を返還したときは、賃借人は賃貸人に対して、物件についての損害賠償として第12条による額を支払います。

第17条（物件返還の遅延の損害金） 賃借人が、賃貸人に対して物件の返還をなすべき場合、賃借人がその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還の完了日まで、1ヵ月当たりレンタル料金（基本料金）相当額の損害金を賃貸人に支払います。この場合、損害金の計算については、1ヵ月単位で計算し、日割り計算をしません。

第18条（遅延利息） 賃借人がレンタル契約による金銭債務の履行を遅延した場合は支払期日の翌日より完済に至るまで年率14.6%の遅延利息を支払います。

第19条（不可抗力） 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他賃貸人の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の賃貸人の履行遅延または履行不能については、賃貸人は何らの責をも負担しないものとします。

第20条（賃借人の通知義務） 物件が修理を要し、または物件について権利を主張する者があるときは、賃借人は遅滞なく、これを賃貸人に通知しなければなりません。

第21条（裁判管轄） 賃貸人および賃借人はレンタル契約についての紛争解決の第一審裁判所を東京地方裁判所本庁または東京簡易裁判所とすることに合意します。

第22条（消費税等の負担） 消費税は、賃借人の負担とします。消費税額はレンタル契約の成立日の税率により計算したものとし、消費税額が増額された場合には、賃借人は賃貸人の請求により、直ちにその増額分を賃貸人に支払うものとします。

第23条（特約条項） レンタル契約について、別途書面により特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、これを補充しまたは修正するものとします。

第24条（付則） 本レンタル約款は、2007年4月1日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。